

郡山市美術品収集評価委員会設置要綱

【設置】

第1条 郡山市が美術品を収集するため、その適正な評価等を行うに当たり、有権者の意見を聴くために開催する郡山市美術品収集評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

【委員会の役割】

第2条 会議は次の事項について意見交換を行う。

- (1) 美術品の選定評価に関すること。
- (2) 美術品の寄託又は、寄贈に関すること。
- (3) 美術品選定のための資料の収集その他専門的な事項に関すること。

【委員会の構成】

第3条 委員会の委員は、8名以内とし、美術に関する専門的知識を有する者のうちから教育長が依頼する。

- 2 委員の依頼期間は、2年以内とする。
- 3 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

【会議】

第3条 委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

【庶務】

第4条 委員会の庶務は、郡山市立美術館において処理する。

【委任】

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年6月8日から施行する。附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。